

令和5年度 日本大学危機管理学部 公開講座 第2回

テーマ：「性刑法の動向—不同意性交等罪の成立・施行をうけて—」

開催日：令和5年12月2日（土曜日）

講師：日本大学危機管理学部教授 上野 幸彦

講座の概要

2023年6月に、刑法の一部改正法が成立した。この改正では、従来の強制性交等・わいせつ罪規定の要件が見直され、罪名も新たに不同意性交等・わいせつ罪という名称に変更された。今回の改正を契機に、性犯罪処罰規定の一連の改正を取り上げ、「性刑法の動向」と題して講演を行った。

I なぜ、性犯罪処罰規定の改正か

1. 性被害の深刻さと被害者の置かれた状況

性は、人格的要素の中でもとりわけ重要な位置を占める。その性を、暴力的、侵襲的に侵害されたり、一方的に搾取されるという体験は、被害者の精神や心理に重大な影響を及ぼす。WHOの調査では、性暴力被害者の自殺念慮・自殺企図および自傷行為との因果関係に関して統計解析処理を用いて分析すると、自殺・自傷の発生率が顕著に高い。性暴力が「魂の殺人」とも言われる所以である。そして、性暴力の体験はトラウマとして心に刻まれ、被害者は長期間にわたって苦しみ続けたり、しばしばPTSDを発症することも知られている。

また、性被害者が置かれる状況についても複雑な問題が見られる。内閣府が行っている「男女間における暴力に関する調査（令和2年）」によると、無理やりに性交等をされた被害経験の有無について、女性の6.9%、男性の1.0%に当たる人があると回答している。しかし、そうした被害の相談経験に関し、「相談した」と回答したのは全体で36.6%にとどまり、およそ6割の人は相談していない。警察に相談したと回答した人は、わずか5.6%に過ぎない。性被害者には、恥ずかしさ、我慢、忘れたいといった気持ちが錯綜し、被害事実を打ち明けることに抵抗感を覚える傾向が強い。

2. 国際的動向

性被害の実態は深刻であり、かつ被害者の置かれた状況にも複雑な事情が存在するなど、性被害者の司法的救済やその保護を図る必要性はきわめて高い。

(1) 国際社会の動向

こうした問題意識は、既に国際社会でも共有されており、ジェンダーの観点から積極的な取り組

みが見られる。たとえば、国連は、2008年に女性に対する暴力廃絶のためのキャンペーンを開始し、国連経済社会局の女性の地位向上部は、加盟各国の立法整備を促進するために「立法ハンドブック」を作成している。また、欧州評議会は、2011年に「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」（略称：イスタンブール条約）を採択し、性暴力に対して、「同意にもとづかない性的行為」の犯罪化を義務づけている。

(2) 各国の性犯罪処罰規定の改正

イスタンブール条約批准のため、ドイツは2016年に刑法の改正を行い、客観的に認識可能な不同意にもとづく性的行為の処罰（“No means No”）を基本とする規定へと改めた。伝統的に強姦を不同意犯罪と理解するイギリスでは、この伝統が「性犯罪法」に継承されるとともに、被害者の脆弱性に基ついた特別の規定が整備されている。さらに特徴的なのは、一定の場合に立証責任を被告人の側に転換する推定規定が置かれている点である。ジェンダー平等化政策を推進するスウェーデンは、2018年、自発的に参加していない者に対する性的行為を処罰する規定（“Yes means Yes”）を導入するに至っており、その誤信を過失犯として処罰する規定も盛り込まれた。

II どこが、どのように改正されたのか

今回の日本の改正は、2017年改正の延長線上にあるので、前回の改正に遡って一連の経緯や議論状況について振り返ったうえで、今回の改正の特徴について明らかにしたい。

1. 2017年改正

上述した国際的動向の中で、政府は、ようやく2010（平成22）年に強姦罪等の見直しについて言及し、その後性犯罪処罰に関する本格的な検討作業に着手した。2017年改正のポイントは、①実行行為の「性交等」への変更、②監護者性交等罪の新設、③非親告罪への変更である。①によって、いわゆるジェンダー・ニュートラルが図られたとすることができる。

暴行・脅迫の要件の見直しも論点の一つであった。しかし、「性犯罪の罰則に関する検討会」（座長・山口厚）の議論では、裁判官、検察官、刑事法研究者などを中心に、実務上、犯行に至る経緯やその状況を考慮しつつ、具体的な事案に即して判断しており、柔軟な解釈・適用を通じて具体的妥当性が十分に確保されているとの認識が示されたため、従来の要件が維持されることになり、これに沿った形で立法化された。

2. 今回の改正

2017年改正法には附則で3年を目途とする見直しの検討が要請されており、法務省は、WGを設置して実態調査を実施した。その結果、同様の事案であっても、認定にばらつきがあることが明らかになった。これをうけて、「性犯罪に関する刑事法検討会」（座長・井田良）では、暴行・脅迫

要件の見直しの必要については共通認識が形成されたものの、その内容をめぐってはさまざまな議論が見られ、最終的に構成要件をより明確化し、安定的な運用に資するよう、手段・状態を列挙する等、規定の在り方を検討する方向で取りまとめが行われた。

法務省は、この方向で立案作業を進め、①手段・状態等の要件に関して、8つの類型に整理し、これを明記した規定に変更し、罪名を「不同意性交等・わいせつ罪」と改めたのである。このほか、今回の改正では、②性交同意年齢の13歳から16歳への引上げ、③わいせつ目的での16歳未満の者に対する面会要求等の処罰規定の新設、④国の法律（「性的姿態撮影等処罰法」の制定）による盗撮等の処罰、⑤公訴時効の延長が図られている。

Ⅲ 改正によって、どのように変わるのか

類型的な整理により、規定上要件として具体的に明記されたので、該当する類型が定まると、認定すべき要件もはっきりし、より安定した判断が可能となる。これにより、認定、判断のばらつきは解消には一定の効果が期待される。処罰の範囲という面では、法務省の説明によると、改正前に処罰できなかった行為を新たに処罰対象に含めるものではない。

Ⅳ 今後の課題は

1. 立法上の課題

日本学術会議は、2020年に提言を公表し、「同意の有無」を中核に置く改正を強く求めていた。性暴力が身体的な統合と自己決定権を侵害する犯罪として特徴づけられるとすれば、同意の有無こそ犯罪の成否を分かち基準である。性被害の実態を踏まえつつ、同意のない性的行為を可罰対象とすることが求められている情勢の中、今回の改正では同意モデルへの転換は十分とは言えず、課題が残る。ジェンダーを考慮した被害者の救済、保護という政策目的に則った処罰の在り方を模索すべきであり、今後もさらに議論を重ねる必要がある。

2. 立証上の課題

今回の改正によって具体的な類型が規定され、要件の認定判断方法の明確性は確保された。しかし、依然として、立証上の課題は残されている。「疑わしきは被告人の利益に」という原則に基づき、検察官は合理的な疑いを超える程度の立証責任を負っているところ、当事者の証言が食い違ふと立証は難しい。性暴力の事案で、嫌疑不十分として不起訴処分となる割合が高いのも、こうした事情に起因している。この課題に対して、立法的な解決に拠らないのであれば、運用面で改善を目指す努力が必要である。性被害者に関する精神医学的・心理学的な実証研究に基づく知見を積極的に活用し、証言の取扱いにおいて、慎重かつ丁寧にその信用性について科学的な裏付けに拠りなが

ら認定・評価する方法を定着させることが大切である。司法実務関係者間において、専門的・科学的知見の共有に向け、なお一層の積極的な取組みの推進が望まれる。

【参考文献】

法務省・性犯罪に関する刑事法検討会 会議・取りまとめ報告書

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00020.html

法務省「性犯罪関係の法改正等Q&A」(2023年7月) https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ・第14回 取りまとめ

(2020年3月) https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00032.html

樋口亮介ほか編『性犯罪規定の比較法研究』(2020年・成文堂)

齋藤梓・大竹裕子編著『性暴力被害の実際』(2020年・金剛出版)

上野幸彦「性犯罪規定改正の議論に関する覚書」日本大学法学会『日本法学』87巻2号(2021年)